法規的告示

○金融庁告示第五十五号

ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘンより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に規定する日本における代表者の住所の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月二十三日

金融庁長官　井藤　英樹

日本における代表者の氏名及び住所　フロリアン・グルソン

東京都大田区田園調布三丁目二十六番二十一号

○金融庁告示第五十六号

スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に規定する日本における代表者の住所の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月二十三日

金融庁長官　井藤　英樹

日本における代表者の氏名及び住所　御法川　純

東京都港区元麻布二丁目十一番三十六―二〇七号

その他告示

○外務省告示第百四十四号

令和七年三月二十日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成三十年十月二十四日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったジャカルタ都市高速鉄道計画（フェーズ2）（第一期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和八年四月二十三日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

令和七年四月二十三日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百四十五号

令和七年二月二十五日にアディスアベバで、エチオピア連邦民主共和国における北部地域の紛争の影響を受けたコミュニティにおける野外農業学校の整備を通じた気候に対する強靭性のある営農促進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　北部地域の紛争の影響を受けたコミュニティにおける野外農業学校の整備を通じた気候に対する強靭性のある営農促進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億九千三百万円

3　贈与の供与期限　令和八年二月二十八日

4　署名者

日　本　側　柴田裕憲在エチオピア大使

国際連合食糧農業機関側　ファライ・コンスタンス・ジムジ在エチオピア事務所代表

令和七年四月二十三日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山池原字下嶽甲三〇七二の四九、甲三〇七三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市七山馬川字生木七六八の二、字隣山二一六九の一、二一七〇の一、二一七四、二一七五の三、二一七七の一、二一八一の二、二一八一の六、二一八七、二一八九の一、二二二一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川内町字古岩谷甲八一七の一から甲八一七の五まで、甲八一七の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町鎌谷奥北山一の一、柏本四六、四七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

北山一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京丹波町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓